

国海安第7号  
令和8年4月9日

別紙 関係団体担当理事等 殿

国土交通省海事局安全政策課長  
( 公 印 省 略 )

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する  
千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する  
二千十二年のケーブルタウン協定の発効について（通知）

標記について、国際海事機関（IMO）から、「発効要件がみたされた日から12か月を経過する令和9年2月24日をもって、当該協定が発効する」旨の通知がなされたされたところでは、

これに伴い、当該協定が求める要件を規定した「船舶設備規程等の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第8号）」、「漁船特殊規程の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第2号）」、「船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第176号）」及び「漁船の基準を定める告示の一部を改正する告示（令和5年農林水産省・国土交通省告示第2号）」並びに関連通達「船舶検査心得の一部改正について」についても、施行日が令和9年2月24日となることから、周知しますので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。